

平成24年定例第2回市議会会議録(第4日)

平成24年6月22日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 修一	議会事務局係長	甲斐 佳代子
次長	梶嶋 久男	書記	柿野 孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原 親	企画財政課長	松藤 泰大
副市長	高野 道生	企画財政課長補佐 兼財政係長	坂田 良二
教育長	藤原 喜雄	契約検査課長	石橋 慎二
監査委員	平井 常雄	介護健康課長	更原 幸秀
総務部長	吉開 忠文	福祉事務所長	梅津 俊朗
市民生活部長	坂口 祐二	農林水産課長	大津 光若
環境経済部長 兼環境衛生課長 兼企業誘致推進室長	坂本 学	商工観光課長	古賀 義教
建設都市部長	横尾 健一	上下水道課長	坂梨 一広
教育部長 兼教育総務課長	江崎 昌昭	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津 一義
消防長	塚本 哲嘉	教育部指導室長	藤木 文博
総務課長	馬場 洋輝		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 議案第37号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第38号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (3) 議案第39号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- (4) 議案第40号 平成24年度みやま一般会計補正予算（第1号）
- (5) 陳情第3号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見採択の陳情書
- (6) 陳情第12号 拉致問題意見書決議に関する陳情書

- (7) 発議第3号 河原内九折谷地内既設産業廃棄物処分場に係る特別委員会の廃止決議
- (8) 閉会中の継続調査の申出について

(追加日程)

- (1) 発議第4号 非核三原則の早期法制化を求める意見書
- (2) 発議第5号 拉致問題意見書

午前9時31分 開議

○議長（壇 康夫君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

ここで、教育長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。本日は報告ということでお伺いしておりますので、質疑のほうはなしといたしますので、御了承のほどよろしく申し上げます。藤原教育長、お願いいたします。

○教育長（藤原喜雄君）

おはようございます。議長の許可を得ましたので、簡単に報告させていただきます。

先般、一般質問の折に御意見として出されました統合小学校の建設の場所等につきまして、早速教育委員会に持ち帰りまして、報告をいたしまして、審議をいただきました。

その結果、A案、B案をもって現在まで3月の議会の附帯決議を重く受けとめまして、A案、B案ということで説明会等も催してきたところでございます。委員会といたしまして、A案の修正、B案の2案をもって、2つのうちの1つを建設地に建設するというを現在も委員会として確認をしていったところでございます。

15日、定例の教育委員会におきまして、その件を決議いたしました。教育委員会の案としては現在のまま、A案の修正並びにB案で二者択一でいくということを再確認したところでございます。

以上、報告をいたします。

○議長（壇 康夫君）

ありがとうございました。

日程第1 議案第37号

○議長（壇 康夫君）

続いて、日程第1．議案第37号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員会委員長報告をいたします。

議案第37号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務文教常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月18日、江崎教育部長、平木社会教育課長の出席を求め、委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

本議案は、みやま市史編さん事業を行うに当たり、市史編さんの基本方針や市史の刊行計画等の市史編さんに関する事項について、より専門的な調査及び審議を行うため、みやま市史編さん委員会をみやま市の附属機関として設置する必要があります。そのため、条例の一部を改正するものでございます。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第37号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第37号は委員長の報告のとおり決定する

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第37号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第2 議案第38号

○議長（壇 康夫君）

日程第2. 議案第38号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告を行います。

議案第38号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月19日に坂口市民生活部長、吉開市民課長及び関係係長に出席求め、委員全員出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行されることに伴い、関係条文の整理が必要であることから条例を改正するものです。

当該法律の施行により、日本国籍を有しない外国人住民についても、日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象に加えられ、外国人住民についても住民票作成が行われることになり、外国人登録原票は廃止することになりました。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第38号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第38号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第38号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第3 議案第39号

○議長（壇 康夫君）

日程第3. 議案第39号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本件については厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。坂口厚生常任委員会委員長、お願いします。

○厚生常任委員長（坂口孝文君）（登壇）

厚生常任委員長報告をいたします。

議案第39号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月19日に坂口市民生活部長、吉開市民課長及び関係係長に出席を求め、委員全員出席の中、委員会を開催いたしました。

本議案は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることに係る改正規定が施行されることから、当該規約の変更を行うものとなっています。

委員会では慎重審議の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第39号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。議案第39号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第39号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第4 議案第40号

○議長（壇 康夫君）

日程第4. 議案第40号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第40号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はござ

いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、議案第40号 平成24年度みやま市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 陳情第3号

○議長（壇 康夫君）

日程第5. 陳情第3号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見採択の陳情書を議題とします。

本件については、総務文教常任委員会で取り扱いについて審議をお願いしておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員長報告をいたします。

陳情第3号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見採択の陳情書の取り扱いについて、総務文教常任委員会における協議の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

この陳情の趣旨としては、核兵器を落とされた唯一の国として、核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果たし、恒久平和を実現するため、非核三原則の法制化をするよう国へ意見書の提出を求めるものでございます。

委員会では慎重審議の結果、本会議で審議すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会における協議の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

陳情第3号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第3号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、陳情第3号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見採択の陳情書は、採択することに決定しました。

日程第6 陳情第12号

○議長（壇 康夫君）

日程第6. 陳情第12号 拉致問題意見書決議に関する陳情書を議題とします。

本件については、総務文教常任委員会で取り扱いについて審議をお願いしておりましたので、委員長の報告を求めます。中尾総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員長（中尾眞智子君）（登壇）

総務文教常任委員長報告をいたします。

陳情第12号 拉致問題意見書決議に関する陳情書の取り扱いについて、総務文教常任委員会における協議の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月18日、委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

この陳情の趣旨としては、北朝鮮による拉致被害者の御家族も次第に亡くなられており、

悲痛な思いのまま人生を終えなければならない無念は察して余りがあります。国家は国民の生命と財産を保障すべき義務があり、現在の政府には拉致被害者を全員救出する重い責務があります。この拉致事件の全面解決、すなわち拉致被害者の全員帰国の実現のため、国へ意見書の提出を求めるものでございます。

委員会では慎重審議の結果、本会議で審議すべきものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会における協議の経過と結果の報告を終わります。

○議長（壇 康夫君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

陳情第12号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第12号は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（壇 康夫君）

起立多数です。よって、陳情第12号 拉致問題意見書決議に関する陳情書は、採択することに決定しました。

日程第7 発議第3号

○議長（壇 康夫君）

日程第7. 発議第3号 河原内九折谷地内既設産業廃棄物処分場に係る特別委員会の廃止決議を議題とします。

事務局長より朗読します。柁嶋議会事務局長。

○議会事務局長（柁嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（壇 康夫君）

ここで、提出議員の説明を求めます。9番梶山忠男君。

○9番（梶山忠男君）（登壇）

発議第3号 河原内九折谷地内既設産業廃棄物処分場に係る特別委員会の廃止決議について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、みやま市議会会議規則第14条の規定に基づき、決議案を提出するものでございます。

河原内九折谷地内既設産業廃棄物処分場に係る特別委員会は、産業廃棄物処分場の安定廃止に関することについて調査することを目的とし、平成23年9月15日に設置されました。当該施設については、この間、現地調査を行うなどし、進捗状況を調査してまいりました。先般、廃止が決定されたことを受け、去る6月12日、委員会を開催し、今後の委員会活動について協議いたしましたところ、全会一致で当委員会の役割は終了したものと結論に達し、特別委員会を廃止することを決定いたしましたこととでございます。

以上により、河原内九折谷地内既設産業廃棄物処分場に係る特別委員会の廃止決議を提出しておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

発議第3号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

お諮りします。発議第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第3号 河原内九折谷地内既設産業廃棄物処分場に係る特別委員会の廃止決議は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時53分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（壇 康夫君）

休憩を閉じて、会議を再開します。

お諮りします。発議第4号 非核三原則の早期法制化に関する意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号 非核三原則の早期法制化に関する意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第4号

○議長（壇 康夫君）

追加日程第1. 発議第4号 非核三原則の早期法制化に関する意見書を議題とします。

事務局長より朗読いたします。柁嶋議会事務局長。

○議会事務局長（柁嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（壇 康夫君）

ここで、提出議員の説明を求めます。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）（登壇）

発議第4号の提出理由の説明を申し上げます。

発議第4号 非核三原則の早期法制化に関する意見書について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件の内容につきましては、ただいま事務局長から朗読により説明をいただいたところで

ございます。皆様方の御賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

ここで質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

発議第4号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

お諮りします。発議第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第4号 非核三原則の早期法制化に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。発議第5号 拉致問題意見書を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号 拉致問題意見書を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2 発議第5号

○議長（壇 康夫君）

追加日程第2. 発議第5号 拉致問題意見書を議題とします。

事務局長より朗読いたします。柁嶋議会事務局長。

○議会事務局長（柁嶋修一君）

〔朗読省略〕

○議長（壇 康夫君）

ここで、提出議員の説明を求めます。10番中尾眞智子君。

○10番（中尾眞智子君）（登壇）

発議第5号の説明をいたします。

拉致問題意見書について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件の内容につきましては、ただいま事務局長から朗読により御説明いただいたとおりでございます。皆様方の御賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（壇 康夫君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

発議第5号の討論については、ただいまのところ通告があってありませんが、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

お諮りします。発議第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号 拉致問題意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第8 閉会中の継続調査の申出について

○議長（壇 康夫君）

日程第8. 閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第103条の規定によ

って、お手元にお配りしました申し出のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

なお、議会報編集特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきください。

お諮りします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（壇 康夫君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回みやま市議会定例会を閉会します。

午前10時31分 閉会

上記会議の次第は、椛嶋修一の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 壇 康 夫

みやま市議会議員 椛 山 忠 男

みやま市議会議員 中 尾 眞智子